

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

京都市立横大路小学校

京都市立横大路小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

教職員は、一人一人の児童生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

この度、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組を継続的に行う。

- ・ 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ・ いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援がわれること。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 役割

- ・ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談窓口の集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口

ウ 取組内容

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の作成、見直し、確認（PDCAサイクル）
- ・ 未然防止の取組の推進
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・ 校内体制や組織的対応の共有
- ・ 児童アンケート、教育相談の実施と結果の共有
- ・ 学校評価の実施、結果の共有
- ・ 発見されたいじめ事案、重大事案への対応
- ・ 「いじめの対応に特化した研修」の実施

エ 児童・保護者への周知方法

- ・ 始業式、朝会、集会等の校長講話
- ・ 学校だよりや学級だよりのコラム
- ・ 学級懇談会や個人懇談会での児童の状況についての連絡・相談
- ・ 道徳の公開授業や人権参観等での取組の発信

※ 取組の実施時期、いじめ対策委員会の開催時期については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止のための取組

ア 授業改善の充実

- ・ 生徒指導の実践上の4つの視点を取り入れた授業作り。
- ・ 全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・ 学習の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・ チーム担任制の推進

イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・ やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・ よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・ 毎月のテーマに沿った学級での話し合い活動の実施
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・ 地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- ・ 警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

ウ 体験活動の充実

- ・ 宿泊体験学習・遠足などの取組を通しての仲間づくり
- ・ 学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・ 総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

エ 児童生徒が主体的に行う活動の充実

- 児童会主催の人権集会の実施
- 児童会による月目標（かがやき目標）の呼びかけ
- 異学年集団の交流を通しての望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

オ 児童生徒同士の絆づくり

- 月目標（かがやき目標）をテーマとした朝会の講話
- 学習等の学級活動を通してのより良い関係づくり
- 地域やPTAの行事による絆づくり

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- 登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- 月に1回の連絡会の実施

イ 児童生徒に対する定期的な調査

◇ アンケートなど

- 学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

◇ 教育相談など

- アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- 教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- SC・SSWとの連携による教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- アンケート、教育相談の結果の集約と情報共有
- アンケートの検証によるいじめの早期発見と積極的認知
- アンケート内容のPDCAサイクルでの見直し
- 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- 定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

(基本的な考え方)

- 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（組織的な対応）
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- 重大事態の防止
- 被害児童の保護を最優先に考えた対応
- 加害児童への責任ある指導
- 保護者との連携
- 学級、学年等の集団全体を見据えた指導

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではな

保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発
- ・関係機関との連携

◆ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上（4・8・2月）
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催（随時）
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施（8月）

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 「教師一人一人のいじめに対する意識の向上」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き クラス目標の設定 【3年】社会見学 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート クラスマネジメントシートの結果を共有（5・6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気にかける児童の確認」 生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間の講話でいじめの防止について話す。（対策委員会の紹介） 1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> 【2～6年】 非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」 個人懇談会
6	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導校内研修会 「いじめ等、気にかける児童の共有」 「学校評価の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】修学旅行 【4年】社会見学 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「教育相談の結果の共有」 いじめ対策委員会 「記名式アンケートの結果の共有」 生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価児童アンケートの実施（全学年） クラスマネジメントシートの実施（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 生徒指導校内夏季研修会 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCAサイクル」 小中合同教職員研修（情報共有） 			
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」 生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】薬物乱用防止教室 【5年】花背山の家 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観

10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】運動会、鯉街道祭り 【3組】育成学級合同運動会 		<ul style="list-style-type: none"> ・運動会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「記名式アンケートの結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 「学校評価の実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間に向けての取組 【共通】 ・人権集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観（人権）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】演劇鑑賞教室 【3年・4年】社会見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価児童アンケートの実施②（全学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「学校評価の結果の共有」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有」 			
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「9月～1月いじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ等、気にかける児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・作品展 【6年】京キッズ RUN 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観・懇談会 ・作品展
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 ・生徒指導校内研修会（生指総育連絡会） 「いじめ等、気にかける児童の共有、次年度への引継」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】6年生を送る会 【5年】わくわく WORK LAND 【6年】 ・モノづくりの殿堂・工房 ・市内めぐり ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりを、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。